

mark MEIZAN（鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設）

入居用施設使用者募集要項（令和7年10月入居）

1 趣旨

この要項は、mark MEIZAN（鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設）の入居用施設の使用
者募集にあたって、一般企業卒の応募者及び応募方法等に関し、必要な事項を定めるもの
です。

2 施設の概要等

(1) 愛称（名称）

mark MEIZAN（鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設）

(2) 所在地

鹿児島市名山町9番15号

(3) 施設概要

ア 構造 鉄骨造 5階建

イ 入居用施設 24室（※今回の募集室数は2室程度）

ウ その他施設 1階 交流スペース、ギャラリー、商談コーナー、会議室、キッチン
及び授乳室

2階 ユーティリティスタジオA～C、テストキッチン
及びシェアオフィス

※シェアオフィスは別途募集で、入居用施設と重複して申し込むことは
できません。

※施設の見取り図は別紙をご覧ください。空室は網掛け部分になります。

(4) 使用時間・供用休止日

ア 入居用施設 24時間使用可能

イ シェアオフィス 24時間使用可能

ウ ユーティリティスタジオ、テストキッチン及び会議室 午前9時から午後9時30分
まで

エ 交流スペース、ギャラリー 午前9時から午後7時まで

オ 商談コーナー 24時間使用可能（商談コーナーは基本的に入居用施設及びシェアオ
フィスの入居者の専用施設です。）

※ 施設全体の供用休止日 毎月第3日曜日及び年末年始（ただし、入居用施設、シェア
オフィス、商談コーナーは除く。）

(5) 設備概要

- ア 空調設備 個別空調システム
- イ 電気設備 単相100V
- ウ 電話回線
- エ その他 フリーアクセスのOAフロア（床荷重は300kg/m²）
乗用エレベーター1基（11人乗り、積載荷重750kg）
来客者用駐車場（入居者専用駐車場はありません。）及び駐輪場区画
計15区画
1階及び2階に無線LAN整備（暗号化対応）
1階簡易キッチン、2階～5階給湯室使用可能

3 応募できる者の要件

応募できる者は、納期の到来している市税を完納し、次に掲げる要件のすべてを満たす者とします。ただし、危険物等の使用、騒音、振動、異臭等により施設の運営等に影響がある場合や公序良俗に反する場合等を除きます。

(1) 次のいずれかに該当するものであること

- ア 新規性や独自性、成長性、具現性、雇用拡大可能性が認められる事業計画と明確な成長志向を有し、事業の全国展開等により安定的な成長と事業の拡大を目指す者、または、短期間での急成長を目指す者（この場合、業種は問いません）
- イ 日本標準産業分類の細分類に定める以下の業種のいずれかを営む者
 - ・受託開発ソフトウェア業
 - ・組込みソフトウェア業
 - ・パッケージソフトウェア業
 - ・ゲームソフトウェア業
 - ・情報処理サービス業
 - ・情報提供サービス業
 - ・ポータルサイト・サーバ運營業
 - ・アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ
 - ・インターネット利用サポート業
 - ・映画・ビデオ制作業
 - ・テレビジョン番組制作業
 - ・アニメーション制作業
 - ・レコード制作業
 - ・ラジオ番組制作業
 - ・広告制作業
 - ・デザイン業
 - ・芸術家業
 - ・経営コンサルタント業の一部（単なる調査や業務代行等を主な業とする者を除く）
 - ・広告業
 - ・建築設計業
 - ・機械設計業
 - ・写真業
 - ・商業写真業
- ウ その他特に市長が必要と認める者

- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する者であること。
- (3) 株式会社にあっては、発行済株式の数に対する前号に該当しない法人の保有する株式の数の割合が50%未満であること。
- (4) 鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設入居用施設使用者選定要綱第4条第1項の規定による申込書の提出の日において、主たる事業所を設置し事業を開始した日から起算して、10年を経過していないものであること。
- (5) 主たる事業所をクリエイティブ産業創出拠点施設の入居用施設に移転しようとする者であること。

なお、上記にかかわらず、次のいずれかに該当する者は応募者の対象としません。

- ① 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1項に規定する暴力団及び同条第2項に規定する暴力団員
- ② 出資者及び役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
- ③ 出資者及び役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- ④ 出資者及び役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- ⑤ 出資者及び役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- ⑥ 出資者及び役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- ⑦ 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

4 使用期間

mark MEIZAN（鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設）は、単にオフィスを提供することを目的とした施設ではなく、クリエイティブ産業振興の拠点施設であるとともに、入居者の育成支援を行うビジネス・インキュベート施設です。そのため、最長5年を超えない範囲で、審査のうえ1年ごとに使用期間の更新ができますが、入居後は、経営アドバイザー等のサポートの下、提出された事業計画に基づき早期の卒業を目指して事業活動を行なっていただきます。

なお、使用期間は年度単位で、1年目の使用期間は、使用許可を受けた日からその日の属する年度の末日までです。

5 募集の対象となる入居用施設及び使用料等

空室及び月額使用料等は表のとおりです。

なお、今後、新たに本市と協定を締結する企業等が入居した場合などは、入居可能室が変更になる場合がございますので予めご了承ください。

階数	部屋番号	面積	月額使用料
3 階	306	77.54 m ²	116,000 円
4 階	407	45.15 m ²	67,000 円

※ 上記月額使用料とは別に、清掃等負担金（共用部分の清掃等の費用の一部）の支払いが必要です。負担金は入居室の面積に応じて積算され、金額は毎年度見直します。

※ 各入居用施設の電話及び電力の費用は、個別契約で個別負担となります。

※ 月額使用料及び清掃等負担金は前月末日までの支払いとなります。（市納入通知書による銀行等での支払い）

※ ソーホーかごしま入居用施設を使用中あるいは過去に使用したことがある者については、原則として3階以上の入居室のみ応募可能です。

6 申込方法

(1) 申込書類

次の書類を記入し、**経営アドバイザー等と面談(オンライン含む)**のうえ、鹿児島市産業創出課へ直接持参、郵送又は**電子メール**により提出してください（郵送の場合は、簡易書留によること。）。

※ 書式は鹿児島市ホームページに掲載しています。

ア 鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設入居用施設使用申込書（様式第1）

イ 企業概要書（様式第2）

ウ 事業計画書（様式第5）

エ 法人の場合にあつては法人登記簿謄本（3カ月以内に取得した原本）、直近の事業年度の決算書の写し及び出資者がわかる株主名簿等（氏名、住所、生年月日の記載があるもの）の書類

オ 個人の場合にあつては直近年の確定申告書等の写し

カ 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第6）

キ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第7）

ク 企業の概要等のわかるパンフレット等

※ 申込書類は返却しませんのでご了承ください。また、提出された書類については、当入居審査及び入居後の支援以外の目的で使用することはありません。

(2) 申込受付期間及び時間

令和7年6月23日（月）から令和7年8月4日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。）

直接持参する場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし正午から午後1時は除く。）

※郵送の場合は上記期間内の消印があるものを有効とします。

(3) 受付場所及び問い合わせ先

鹿児島市 産業局 産業振興部 産業創出課

〒892-8677 鹿児島市山下町1番1号（鹿児島市役所みなと大通り別館5階）

電話番号 099-216-1319

E-mail san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp

7 使用者の選定及び決定

使用者については、鹿児島市クリエイティブ産業育成支援検討委員会（以下、「委員会」という。）で審査・選定し、市長が決定します。

(1) 選定方法

応募者については、経営アドバイザー等との個別面談を実施します。

（面談のスケジュールについては、後日、調整を行います。）

- ・ 第1次選定（事務局による書類選考 令和7年8月中予定）
- ・ 第2次選定（委員会におけるプレゼンテーション審査を令和7年9月に開催予定。日程は第1次選定結果を通知する際にお知らせいたします。）

(2) 決定時期 令和7年9月中旬～下旬頃

(3) 結果通知 申込みに対する結果は、決定後速やかに文書で通知いたします。

8 使用許可申請

施設使用者として決定後、別途、使用許可申請書を提出していただきます。

9 使用開始時期

令和7年10月（予定）

10 その他

- (1) mark MEIZAN（鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設）は、単にオフィスを提供することを目的とした施設ではなく、クリエイティブ産業振興の拠点施設であるとともに、入居者の育成支援を行うビジネス・インキュベーター施設です。そのため、入居にあたり以下の事項に同意していただきます。

ア 事業の展開にあたって、経営アドバイザー等のサポートを受け入れ、経営アドバイザー等との協力体制を築くこと。

イ 経営アドバイザー等がサポートを行う際に参考とする資料（事業計画書、財務諸表等）の提出を行うこと。

ウ 入居者要件の確認等のために必要となる資料（法人登記簿謄本の写しや、役員名簿、出資者のわかる名簿等）の提出を行うこと。

- (2) 入居後支援を行っていく上で、以下の事項に該当した場合は、退去していただくことがあります。

ア 入居時に提出された事業計画書等の記載内容と、実際の業務内容が著しく異なるとき。

- イ 入居許可を受けた法人が廃止となったとき。
- ウ 事業の進捗が思わしくない状況で、経営アドバイザー等のサポートを受け入れないとき。
- エ 事業目標の達成が困難と思われるとき。
- オ 顕著な業況拡大など、支援を必要としなくなったとき。
- カ 入居用施設使用料等の納入が滞ったとき。

(3) 個人として入居許可を受けたのち、入居期間中に法人の設立を行う場合については、同法人として入居室を使用することになるため、入居許可の承継に関する申請書等を提出していただきます。

(4) 入居者専用の駐車場はありません。

(5) 使用にあたっては、危険物等の使用、騒音・振動・悪臭等の恐れのある使用、公序良俗に反する使用、施設をき損し又は汚損するおそれがある場合、その他鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設条例及び同条例施行規則の規定に違反する使用はできませんのでご了承ください。また、入居室を含め建物内での喫煙や入居室で生物を飼育することはできません。

(6) 入居施設内で店舗^{注1)}を営み、飲食店や小売店等として営業することはできません。ただし、WEBサイト上で商品の販売等を行う場合や、商談を行う場合、テストキッチン等で商品の試食販売を行う場合等は、この限りではありません。

注1) 顧客が訪問して対面で直接的に物品やサービスを購入したり設備を利用したりするための施設等

(7) 退去後においても、市の行うアンケート調査等にご協力をいただきます。

(8) 選定結果に対する個別の問い合わせにはお答えできません。

受付及びお問い合わせ先

鹿児島市産業局産業振興部産業創出課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

電話 099-216-1319 FAX 099-216-1303

E-mail san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp